

# 公益財団法人住吉偕成会 すみよし生活支援センター

## 指定特定相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者の概要

法人の名称	公益財団法人住吉偕成会
法人の所在地	山梨県甲府市住吉4丁目10番32号
法人の電話番号	055-235-1521
法人のFAX番号	055-235-1507
法人の代表者	理事長 松野 正弘
認可年月日/認可番号	平成22年5月25日 山梨県指令私文第754号

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	公益財団法人住吉偕成会 すみよし生活支援センター
事業所の所在地	山梨県甲府市住吉4丁目7番27号
事業所のTEL・FAX	055-221-0071 055-221-0072
事業所の開設年月日	平成18年10月1日
認可年月日・認可番号	平成24年10月1日 ・ 指定事業所番号1930100522
事業の目的・運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 指定特定相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</li><li>2. 指定特定相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</li><li>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</li><li>4. 関係法令等を遵守します。</li></ol>

### 3. 事業所の職員体制

管理者	1名	常勤・兼務	他事業と兼務有り
相談支援専門員	常勤換算率 1.0名	常勤・兼務	相談支援専門員を配置

### 4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定特定相談支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

### 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始、夏期休暇を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時30分まで。

### 6. 通常の事業の実施地域

・甲府市の全域
---------

## 7. 主たる対象者

- ・特に問わない

## 8. 指定特定相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者はサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

## 9. 利用料金

<p>利用料等</p>	<p>(利用者及び保護者から受領する費用の額等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第 51 条の 17 第 2 項の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けるものとします。</li> <li>2 前項のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び保護者から徴収するものとします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 同行支援料として 1 時間につき 500 円 なお 1 時間を超えるごとに 500 円を加算します。</li> </ol> </li> <li>3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとします。</li> <li>4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとします。</li> </ol> <p>(利用者負担額等に係る管理)</p> <p>事業所は、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとします。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。)第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 46 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとします。</p>
-------------	---

## 10. 利用料金の支払方法

同行支援料等の支払いは、その都度現金にてお支払いください。

## 11. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

### 【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 12. 苦情を受け付けるための窓口

### 【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員、又はすみよし生活支援センター職員
苦情解決責任者	管理者、又はリカバリーセンター部長
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始、夏期休暇を除きます。
受付時間	午前9時から午後5時30分までとなります。
電話番号	055-221-0071
FAX番号	055-221-0072
E-mail	shien-c@sumiyoshi-kaisei.jp

### 【第三者委員】

職氏名	公益財団法人住吉偕成会 苦情等改善委員会
TEL・FAX	055-235-1521      055-235-1507

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は山梨県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【苦情申立先】

甲府市 障害福祉課	甲府市丸の内1-18-1 055-237-1161
山梨県 障害福祉課	甲府市丸の内1-6-1 055-223-1463
山梨県の窓口	山梨県社会福祉協議会 運営適正化委員会 055-254-8610

### 13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定  
【虐待防止責任者】管理者、又はリカバリーセンター部長
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

### 14. 協力医療機関

協力医療機関は、通院又は入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・治療を保証するものではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
住吉病院	甲府市住吉 4-10-32	055-235-1521	精神科
古守医院	甲府市幸町 22-11	055-233-5230	内科
わかまつ皮フ科医院	甲府市小瀬町 1142-1	055-242-2211	皮膚科
望月クリニック	甲府市塩部 4-16-2	055-220-3311	整形外科
古屋歯科	甲府市住吉 4-6-3	055-232-7456	歯科

## 15. サービスの提供の記録

本事業所では、指定特定相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

### 【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
  
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
  - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - アセスメントの記録
  - サービス担当者会議等の記録
  - モニタリングの結果の記録等
  
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
  
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
  
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録